

「サルタフェスタ 2026」花火打ち上げ業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

花火の打ち上げにあたり、観客の安全確保はもちろんのこと、地域住民や周辺企業、公道利用者等への影響を最小限に抑え、より内容の充実した特色ある運営を円滑に遂行できる事業者を選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

「サルタフェスタ 2026」花火打ち上げ業務委託

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から 2026 年 9 月 11 日まで

(4) 委託費用

2,000 千円（消費税及び地方消費税含む。）以内

3 スケジュール（予定）

(1) 公告 2026 年 6 月 12 日（金）

(2) 参加申込書等、質問票提出期限 2025 年 6 月 19 日（金）

(3) 企画提案書等受付期限 2025 年 6 月 25 日（木）

(4) 選定結果通知 2025 年 7 月上旬

(5) 契約の締結 2025 年 7 月中旬

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

(1) (社)日本煙火協会が発行する煙火消費保安手帳を有する者またはそれと同等の打揚技術を有する者のうち、過去の実績などからサルタフェスタ実行委員会（以下、実行委員会）が参加するに適當であると判断した者。

(2) 企画提案をする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次に掲げる者でないこと。

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から再生手続開始決定されていない者であること。

③民事再生法（平成 14 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から再生手続開始決定されていない者であること。

④高千穂町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 59 年告示第 42 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑤高千穂町暴力団等排除措置要綱（平成 26 年高千穂町告示第 21 号）第 3 条に基づく入札参加排除措置を実施要綱公表日から契約締結日までに受けていない者であること。

⑥本業務委託において、技術者等の適正な人員を配置し、円滑に業務が履行できること。

5 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

2025 年 6 月 19 日（金）午後 5 時必着

(2) 提出書類及び部数

① 参加申込書（様式 1）会社概要、過去 3 年間の花火大会または類似事業実績

② 打揚技術の証明となる資料（煙火消費保安手帳や打揚責任者の手帳のコピー等）

③ 定款、規則その他これらに類する書類

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出先

〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 13

高千穂町役場企画観光課 地域振興係

電話番号：0982-73-1212

メールアドレス：salta@town-takachiho.jp

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 参加の辞退

参加申込書（様式1）を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式2）を提出すること。

6 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

2025年6月19日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

質問票は任意様式（A4）とし、回答先（会社名、担当者、電話番号、メールアドレス）を記載する。

件名は「サルタフェスタ 2026 花火打ち上げ業務質問」とすること。

(3) 提出先

上記5(4)に同じ。

(4) 質問への回答方法

電子メール

なお、実施要領及び仕様書の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、参加申込書提出者に周知する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

2025年6月25日(木)午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

①提案書(見本あり) 〈10部〉

- ・ 様式は任意とするが、記載事項を統一させるため見本の項目は漏れなく記載し、項目番号も見本と同一にして作成すること。

- ・ 提案に必要な図、写真等はすべて提案書に盛り込むこと。

- ・ 打ち上げ時間 20:30 から 21:00

②見積書(様式任意) 〈1部〉

- ・ 宛先は「サルタフェスタ 2026 実行委員会」とすること。

- ・ 一式計上ではなく、経費等の内容を明記し、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

- ・ 見積金額の表示は、消費税 10%を含めた合計金額を明記すること。

- ・ 見積額が2(4)委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出先

上記5(4)に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・企画提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製する。

8 企画提案書等の審査

企画提案書を提出した者（以下「参加者」という。）を対象に、「9 選定方法」に基づき審査を実施する。

なお、審査は、企画提案書の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

9 選定方法

(1) 別紙「プロポーザル審査基準」に基づき、実行委員会において審査を行うものとし、最も評価の高い参加者を契約の相手方として選定する。

(2) 参加者が1者の場合、提案者の合計点が満点の6割に達したときに、契約の相手方として選定する。

(3) 審査委員会は非公開で行う。

(4) 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

- ・審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ・他の参加者と企画提案書等の内容等について相談を行うこと。
- ・実施要領又は仕様書に適合しない書類を作成すること。
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10 選定結果の通知

選定結果は、電子メール又は書面により参加者に通知する。

なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

11 契約の締結

上記9により最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。

12 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

13 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に実行委員会に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号または名称）、再委託の概算金額、そ

の他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

14 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査以外を目的として参加者に無断で使用しない。
- (4) 本プロポーザルの参加により、実行委員会から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、実行委員会の指示に従うこと。
- (6) 実施要領に定めのない事項については、別途協議を行う。